

18 陳情 第 30 号	議長に、平成 18 年 2 月 24 日の三会派に対する住民監査結果に鑑み、区民に対しての正式謝罪を要求する陳情
付託委員会	議会運営委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 18 年 3 月 7 日受理、平成 18 年 3 月 13 日付託
陳情者	東京都新宿区高田馬場 _____ _____

(要 旨)

- 1 無所属会派、前議員に係る平成 16 年度分の政務調査費 463,855 円について住民側請求人の主張に理由があると認め、返還勧告になったのは、議長が、「新宿区政務調査費の交付に関する条例」第 11 条の議長の調査を怠ったのが原因であり、区民に対しての正式謝罪を表明すべきである。
- 2 民主党新宿区議会議員団に係る平成 16 年 10 月分のリース代金 34,114 円について、二重取りとの住民側請求人の指摘に、あっさり認め、平成 18 年 2 月 7 日に返還したのは、もしも指摘が無ければ、そのまま二重払いになっていた可能性が大と言えるわけで、前項同様、議長が、今まで議長の調査を怠ったのが原因であり、区民に対しての正式謝罪を表明すべきである。

(理 由)

- 1 無所属会派、前議員が受け取った「政務調査費」877,149 円について、切手代を除く事務費、資料費の「領収書」について、宛て名が「上様」、内容が「品代」と書かれているのは、使途が不透明であり、住民監査請求を待たずに、議長は、「新宿区政務調査費の交付に関する条例」第 11 条の議長の調査をすべきだったのに、何らしなかったのは、謝罪に値する。
- 2 民主党新宿区議会議員団に係る平成 16 年 10 月分のリース代金 34,114 円の二重取りについて、「事務処理上のミス」だとの主張だが、議長の調査権限である形式審査すら、いい加減にしていた事実を露呈し、議長の職務を全うしていないと言えるわけで、前項同様、謝罪に値する。